**燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市協賛取扱要項**

**１　目的**

　　この要項は、薩摩川内市で開催される燃ゆる感動かごしま国体における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

**２　受け入れる協賛の内容**

⑴ 協賛は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に

要する用具について受け入れるものとする。

1. 協賛者が資金による協賛を申し出たときは、その資金を前号に係る事業費に充て

るものとし、当該物品を協賛物品として受け入れるものとする。

**３　協賛の実施方法**

1. 協賛は、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市実行委員会（以下「実行委員会」と

いう。）において受け入れる。

1. 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第１号）により行う。
2. 協賛の受け入れを決定し、これを受領したとき実行委員長は、協賛受領証明書

（様式第２号）を協賛者に交付する。

1. 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用が必要な場合は、原則として、協

賛者の負担とする。

**４　協賛として受け入れないもの**

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

1. 大会の趣旨に反するもの
2. 法令等に違反又は公序良俗を乱す恐れがあると認められるもの
3. 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
4. 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
5. 薩摩川内市暴力団排除条例（平成２４年薩摩川内市条例第９６号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団員等にあてはまる者でないこと
6. その他実行委員会が適当でないと認めるもの

**５　協賛の表示**

1. 協賛物品には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし

協賛品に直接表示できない場合は、その他の方法により表示するものとする。

1. 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、事前に

実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

**６　協賛への謝意及び特典の付与**

　　実行委員会は、協賛の提供を受けたときは、協賛者に対し、燃ゆる感動かごしま国体薩摩川内市協賛取扱謝意基準のとおり謝意を表するとともに、特典を付与するものとする。

**７　協賛の受け入れ期間**

　　協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

**８　その他**

1. この要項に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、実行委員会会長が別に定める。
2. 燃ゆる感動かごしま国体競技別リハーサル大会においてもこれを準用する。

　　附　則

この要項は、平成３０年９月１９日から施行する。